

第4四半期分

大阪港湾局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額特名随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和7年度道路維持作業車(軽貨物自動車)長期継続借入	自動車賃貸	大阪トヨタNorth株式会社	958,320	R8.2.20	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
2	令和7年度道路維持作業車(2tダブルキャブパワーゲート付)長期継続借入	自動車賃貸	大阪トヨタNorth株式会社	2,692,800	R8.2.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-

1 案件名称

令和7年度道路維持作業車(軽貨物自動車)長期継続借入

2 契約の相手方

大阪トヨタ North 株式会社

3 随意契約理由

この間、車両リースについて事業者ヒアリングをしたところ、半導体不足や人材不足等の影響による生産能力の低下により、車両の納期が車種を問わず長期化している傾向にある。

そのため、例年の発注時期をふまえた入札に向けた事務を進めていたが、上記のとおり入札を行っても応札がなく不調となる可能性が極めて高いことから、上記受注者と再リース契約を行うものである。

なお、再リース契約にあたっては、車両リース業界の慣習をふまえ、最低期間である1年とする

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 施設課(施設管理)

随意契約理由書

2

1 案件名称

令和7年度道路維持作業車(2t ダブルキャブパワーゲート付)長期継続借入

2 契約の相手方

大阪トヨタ North 株式会社

3 随意契約理由

この間、車両リースについて事業者にヒアリングをしたところ、半導体不足や人材不足等の影響による生産能力の低下により、車両の納期が車種を問わず長期化している傾向にある。

そのため、例年の発注時期をふまえた入札に向けた事務を進めていたが、上記のとおり入札を行っても応札がなく不調となる可能性が極めて高いことから、上記受注者と再リース契約を行うものである。

なお、再リース契約にあたっては、車両リース業界の慣習をふまえ、最低期間である1年とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局 施設管理部 施設課(施設管理)